

平成27年度からの新制度施行後の教育・保育施設について

1. 利用者にとって変わること

- 保育料が変わる
 - ・保育所：保育料算定方法が変更（所得税額→住民税所得割額）
 - ・幼稚園：所得に関係なく一律保育料（収入の低い場合は就園奨励費補助金を支給）であったものが、応能負担に変更
- 教育・保育施設の利用にあたり、保護者の就労状況等により認定を受ける必要あり。
 - ＜保育の必要性なし（幼稚園該当）：1号認定、
保育の必要あり（保育所該当）／3～5歳：2号認定、0～2歳：3号認定＞

2. 事業者（私立認可保育所）にとって変わること

- 施設の運営費のしくみが変わる。
 - ・運営費の積算方法の変更
 - ・運営費加算の追加

3. 新制度における「認定こども園」とは

＜利用者にとって＞

- ◎保護者が働いている、いないに関わらず、すべての子どもが利用できる。
- ◎保育料は、保育所部に通う場合は、原則認可保育所と同じ。幼稚園部に通う場合は、幼稚園と同じ。（保育料は、国の利用者負担基準額をもとに市が決定する）
- ◎教育・保育内容は、原則として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を持った職員が、子どもの教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体として行われる。

＜事業者にとって＞

- ◎保育所を希望する保護者、幼稚園を希望する保護者のいずれのニーズにも応えることができる。
- ◎運営にあたり、認可保育所や私立幼稚園の単体の運営費より加算額が大きくなる。
- ◎保育料徴収を事業者が行うことになる（保育料滞納対応も事業者）

4. 出雲市立幼稚園にとって

- ◎入園希望者、在園児について、認定手続きを行ってもらう業務が必要となる。
- ◎新制度では、“幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進すること”としており、そのための役割をどのようにして果たしていくのかについて、現状を踏まえ、今後のあり方を検討していく必要がある。
- ★新制度においての留意事項とされている“障害児支援と子育て支援施策との緊密な連携”について、公立の施設として果たせる役割を検討
- ★新制度が、利用者にとって、教育・保育両方のメリットがある施設「認定こども園」への移行を促進することをイメージしている面が大きいことから、“現在の施設を利用して「認定こども園」に移行することが可能であり、かつ児童にとって現在より望ましい教育環境が整うと考えられる幼稚園”については、移行を検討。